

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：南部町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.9%
全ての職員	68.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	94.3%
本庁係長相当職	104.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.7%
31年～35年	68.7%
26年～30年	87.8%
21年～25年	100.1%
16年～20年	99.5%
11年～15年	107.7%
6年～10年	108.3%
1年～5年	124.0%

【説明欄】

- ・役職段階別差異において、本庁部局長・次長相当職区分には該当職員がいないため、「—」と記載している。
- ・役職段階別差異において、本庁課長相当職区分には女性職員がいないため、「—」と記載している。
- ・扶養手当について、世帯主である男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は、90.91%である。
- ・勤続年数において、医師を除いて計算